

公の施設の指定管理者監査結果報告書

1 監査の実施概要

(1) 監査の目的

地方自治法（昭和 22 年法律 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき、公の施設の指定管理者について、公の施設の管理・運営が指定管理者制度の目的に沿って適切に行われているかについて監査を実施した。

(2) 監査の対象団体

令和 6 年度に燕市が地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせた施設のうち、次の施設の管理・運営を行った指定管理者について、監査を行った。

指定管理者名	施設名	所管部署
燕北地区まちづくり協議会	燕市小中川公民館	社会教育課

(3) 監査の期間

令和 7 年 9 月 3 日（金）～ 11 月 25 日（火）

ヒアリングの実施　　日 時： 10 月 14 日（火） 午後 1 時 30 分～ 2 時 30 分
場 所： 燕市小中川公民館

(4) 監査の方法及び着眼点

監査の実施にあたっては、次の項目を主な着眼点とし、関係帳簿・関係書類等を調査するとともに、関係職員からの説明を聴取するなどの方法で実施した。

- ・施設は、関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- ・協定等に基づく義務の履行は、適切に行われているか。
- ・利用促進のための努力が行われているか。
- ・施設管理に係る収支会計経理は、適正に行われているか。
- ・施設管理に係る出納関係帳簿・記帳などは、適正に行われているか。
- ・施設管理に係る各種諸規程は、整備されているか。

2 監査対象「団体」の概要

(1) 名称と構成

名称・代表者	燕北地区まちづくり協議会 代表 竹田 敏行
所 在 地	燕市又新 1115 番地
設立年月日	平成 17 年 11 月 13 日

構成	《役員》			
	会長	1人	副会長	2人
	監事	2人	事務局	1人
	総務部会長	1人	環境部会長	1人
	福祉部会長	1人	福祉副部会長	1人
	文化部会長	1人	文化副部会長	1人

(2) 主な業務・事業内容

【施設の運営に関する業務】

- ① 利用申請の受付及び許可
- ② 使用料の徴収及び収納
- ③ 公民館事業
- ④ 利用者への対応

【施設の維持管理に関する業務】

- ① 物品の管理
- ② 環境維持管理
- ③ 施設保全
- ④ 駐車場の管理

【公民館事業】

通年：各種教室（9教室）、11月：文化祭

(3) 監査の対象とした指定管理施設

施設の名称	燕市小中川公民館
指定管理期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日 令和7年4月1日～令和12年3月31日
指定管理料 (令和6年度)	4,118,000円

3 監査対象「施設」の概要

(1) 施設の概要 燕市小中川公民館

- ・設置目的：地域住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養向上、健康の増進、情操の純化、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、生活文化の向上、社会福祉の増進に寄与すること。
- ・所在地：燕市又新1115番地
- ・竣工：（公民館棟）昭和54年3月、（体育館棟）平成19年5月
- ・施設の構造：（公民館棟）鉄骨造2階建、（体育館棟）鉄骨造平屋建
- ・敷地面積：12,648.0 m²

・構造面積：(公民館棟) 434.60 m²、(体育館棟) 683.96 m²

・開館時間

曜日	開館時間
火曜日～日曜日	午前9時～午後9時00分

・休館日：毎週月曜日及び8月13日から16日、12月29日から翌年の1月3日まで

・使用料

室名	金額 (30分当たり)	室名	金額 (30分当たり)
談話室	100円	講習室	200円
研修室	350円	資料室	150円
体育館	750円	調理実習室	350円

※公益上必要があると認める場合は、使用料を減額又は免除する

(2) 令和6年度施設利用実績 (令和6年度事業報告書より抜粋)

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
談話室	0	0	0	0	6	0	0	0	9	0	0	0	15
講習室	62	54	67	69	82	72	108	70	59	39	46	38	766
調理実習室	0	0	0	0	22	10	0	0	0	0	0	0	32
研修室	40	55	51	175	216	118	169	42	66	56	88	110	1,186
体育館	975	1,049	839	990	28	522	1,018	1,145	899	682	621	999	9,767
合計	1,077	1,158	957	1,234	354	722	1,295	1,257	1,033	777	755	1,147	11,766

(3) 令和6年度施設使用料金の収入状況 (令和6年度事業報告書より抜粋)

(単位：円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
談話室	0	0	0	0	0	0	0	0	720	0	0	0	720
講習室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
調理実習室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
研修室	0	0	0	0	750	750	0	0	0	0	1,680	0	3,180
体育館	4,350	5,250	6,150	4,350	4,320	2,400	14,100	2,400	8,250	4,050	5,100	4,200	64,920
合計	4,350	5,250	6,150	4,350	5,070	3,150	14,100	2,400	8,970	4,050	6,780	4,200	68,820

(4) 令和6年度の収支状況 (令和6年度燕市小中川公民館収支決算書より)

【収入】

(単位:円)

項目	予算額	決算額	摘要
施設管理費	4,082,000	4,118,000	前期分 2,041,000円 後期分 2,041,000円 追加分 75,000円 返還分 39,000円
事業収入	50,000	59,174	文化祭募金、一品市収益
雑収入	35,000	33,828	コピ一代金、利息
前年度繰越金	72,281	72,281	
合計	4,239,281	4,283,283	

【支出】

項目	予算額	決算額	摘要
人件費	館長報酬	120,000	123,000
	事務局員報酬	750,000	793,170
	管理人報酬	1,578,000	1,647,409
	運営委員報酬	55,000	55,000
	保険料(労災保険)	7,000	7,345
管理費	消耗品費	100,000	41,746 プリンターインク、トイレ洗浄剤、消臭剤、ゴミ袋、除草剤
	修繕費	20,000	1,188 電球代
	水道光熱費	1,080,000	995,775 電気、ガス、水道
	通信運搬費	175,000	172,633 電話料、インターネット通信料、振入手数料、郵便料金
	備品費	40,000	63,800 掃除機、体育館防球ネット
	保険料	25,000	18,570 損害賠償責任保険
	灯油代	15,000	12,375 体育館で使用
事業費	使用料	15,000	14,872 掃除用具借上料
	教室講座講師謝礼	192,000	191,990 講師謝礼
雑費	文化祭	65,000	71,747 文化祭運営費
	繰越金	0	72,663
	合計	4,239,281	4,283,283

(5) 令和6年度の業務実績（令和6年度事業報告書より）

①維持管理業務実績

作業項目		実施日	実施体制	内 容
清掃	(日常)	開館日	2人	管内外の清掃
	(定期)	7月実施	委託	
保守・点検	(日常)	開館日	2人	館内外の見回り、確認
	(定期)		委託	
保安・警備	(日常)	常時	委託	
小規模修繕	事務所等電球交換			
備品購入	体育館南北側入口防球ネット、掃除機等			

②運営業務実績

教室・イベント名	開催日	参加者 延人数	内 容
水彩教室	毎月第1・3日曜日	54人	水彩画教室
生花教室	毎月第4火曜日	52人	生花教室
健康教室	毎月第1・2・3金曜日	225人	健康体操教室
レク・スワロー	毎週金曜日	381人	レクダンス教室
ヨガ教室	毎週水曜日	442人	ヨガ教室
よさこい「海響つばめ」	毎週水曜日	500人	「よさこい」を中心とした踊り教室
詩吟 桂月流 誠月会	毎週火曜日	242人	詩吟教室
剣舞 凤月会	毎月第2・4土曜日	115人	剣舞教室
文化祭	11月3日	350人	作品展、催し
マーガレットの会	毎月第3土曜日	69人	フラワーアレンジ作り教室

4 監査の結果・意見

(1) 調書、聴き取り、実地による確認事項

- ① 公民館事業では、毎年11月に文化祭を開催し、各教室や講座、クラブでの日頃の努力の発表の場としている。また、年2回公民館によりを発行し、あわせて公民館で開催している教室や講座、クラブの案内も発行するなど情報発信に取り組んでいるが、参加者の年齢層が高くなっていることや、参加者が減少傾向にあることが課題であるとしている。
- ② 令和6年度の施設利用者数は、児童クラブの利用があったため全体で11,766人となったが、児童クラブを除いた利用者は4,928人となり、令和5年度5,014人と比較し、86人減少した。

毎年、公民館利用者を対象にアンケートを実施しており、新たな講座や教室の開催などについても意見をもらい、新たな利用者の増加に向け取り組んでいる。令和6年度には新たに1教室が追加された。

- ③ 緊急時の対応として、非常時のマニュアルを作成しているほか、年2回消火訓練、避難訓練を実施、あわせて通報訓練を年1回行っており、緊急事態が発生した場合の体制が整備されている。
- ④ 小中川公民館の使用料の徴収について、毎月、数件程度の使用料が発生している。施設管理に係る経理においては、通帳及び印鑑、現金の管理等において一部改善を要するものが見受けられたが、改善について早急に対応したいとしている。
- ⑤ 施設の運営において利用者に危険が及ぶものについては、できる限り早急に対応している。また、修繕や改修については、燕市建物系公共施設保有量適正化計画における位置づけも踏まえた中で、実施時期及び可否について検討していきたいとしている。
- ⑥ 指定管理業務の遂行状況については、指定管理者から社会教育課に毎月提出される月報で確認するほか、必要に応じて施設への立ち入り等によって確認を行っている。事業実績報告は、事業終了後の4月末日までに提出され、社会教育課の担当者が内容についてヒアリング等を行い確認し、評価をしている。令和6年度には、給水管の破裂等により断水が発生したが、事務局長はじめ施設管理人等の協力により、休館することなく継続できた。常に利用者目線に立ち、適切に施設管理を行っていると評価している。

(2) 意見

事業実施状況について、各教室や講座、クラブなどの参加者の年齢層が高くなってきており、それに伴い参加者の減少傾向が課題となっている。参加者増加のため、公民館によりを発行するなど情報発信に力を入れているが、大きな効果が得られているとは言えず、今後の取り組みに苦慮している状況がうかがえる。

利用状況については、公民館利用者にアンケートを実施しており、利用者の要望を聞き新たな教室を開催するなど、利用者の増加に向けた意欲的な取り組みを高く評価したい。

緊急時の対応は、年2回の消火訓練や避難訓練、通報訓練を行い、緊急事態が発生した時の体制が整備されており、避難経路はわかりやすいところに掲示されている。近年災害が多く利用者の安全を確保するために、継続して訓練等を行うなど、緊急時の対応について周知徹底を行い対応体制の向上に努めていただきたい。

公民館の使用料の徴収については、毎月使用料が発生している。帳簿（現金出納帳）を作成し、現金の出し入れが明確にわかるよう複数人で確認するなど徹底をしていただきたい。指定管理業務について、引き続き、地域住民が気軽に立ち寄れる交流の場を提供する環境づくりに取り組まれるよう期待したい。

(3) 社会教育課への意見

施設修繕について、引き続き利用者及び指定管理者の安全を最優先事項として取り組み、安心して施設を利用できる環境に整えられるよう、危険の及ぶ箇所を迅速に把握し、対応

できるよう要望したい。

備品等の整備については、不要なものや老朽化したものが施設内で確認されたことから、適切な管理を行うとともに、指定管理者と密接に協議を行い、廃棄すべき備品や購入が必要となる備品について明確にしたうえで、所管課としても現状を把握し適正な対応をお願いしたい。

指定管理者の通帳及び現金管理について、一部改善を要するものが見受けられたことから、所管課として、指導の徹底を含め早急に改善するよう要望する。

今後も指定管理者と常に連携を図り、適切な指導、監督に努められたい。